

●香川県広域水道企業団告示第9号

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月30日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成30年香川県広域水道企業団告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(公表事項及び公表の方法) 第2条 略		(公表事項及び公表の方法) 第2条 企業長は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公表事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。	
公共工事又は委託業務	公表事項	公共工事又は委託業務	公表事項
公共工事	略	公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項 政令第5条第5項に規定する事項 政令第7条第1項各号に掲げる事項 政令第7条第2項各号に掲げる事項 政令第7条第3項に規定する事項 予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が400万円を超えるものに限る。） <u>最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準</u>
略	略	略	略
随意契約による委託業務で予定価格が200万円を超えるもの	略	随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの	発注見直し 入札結果に関する事項 契約の内容に関する事項 随意契約の相手方の選定理由 予定価格

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。